

# NISAの歩みと抜本的拡充・恒久化について

## ～資産所得倍増に向けて～



日本証券業協会 政策本部 証券税制部

部長 **小西 賢治**

上席次長 **青山 芳真**

**北野 総士**

**加藤 雅貴**

### 1. はじめに

NISA（少額投資非課税制度）は「家計の

#### 〈目次〉

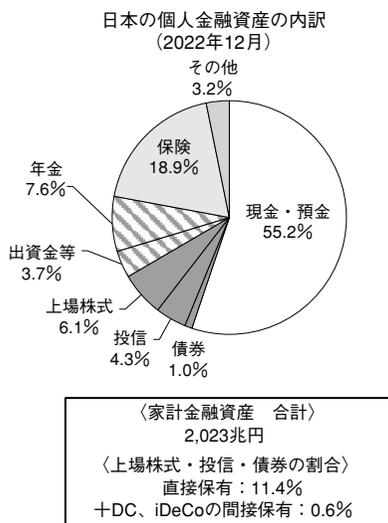
1. はじめに
2. 資産形成の重要性と「貯蓄から投資へ」が進まぬ日本の現状
3. 現行NISAの歩みと利用状況
4. 資産所得倍増プランとNISAの抜本的拡充・恒久化
5. 2024年以降の新しいNISAの概要
6. 現行NISAと新しいNISAの関係
7. NISAを使った資産形成について
8. 今後への期待

安定的な資産形成支援」、「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」を目的に2014年に導入され、2022年末時点で約1,900万口座<sup>(注1)</sup>に達するなどその普及は順調に進んでおり、既に国民の資産形成に不可欠な制度となっていると言えるだろう。

しかしながら、その残高は2022年末時点で約13.9兆円<sup>(注2)</sup>と依然家計の金融資産約2,000兆円の1%未満に留まっており<sup>(注3)</sup>、20年以上掲げられている「貯蓄から投資へ」のシフトは順調に進んでいるとは言い難い状況にある。

こうした状況を受け、2022年11月、家計が豊かになるために家計の現預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作るため、政府は7本柱からな

(図表1) 個人金融資産の内訳 (日本)



(注) DC、iDeCoの間接保有分は2022年3月末時点の保有額ベース。  
(出所) 日本銀行、運営管理連絡協議会

る「資産所得倍増プラン」を取りまとめ、2023年3月、その第一の柱であるNISAの抜本的拡充・恒久化が令和5（2023）年度税制改正において措置されたところである。

本稿では、我が国の家計金融資産を取り巻く現状を分析し、「資産所得倍増プラン」の狙い、NISAの抜本的拡充・恒久化の具体的な内容に触れたうえで、今後期待される資産形成のあり方や、資産所得倍増を達成するための展望について述べる。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者個人の考えであり、筆者の所属する組織とは関係がないことに御留意いただきたい。

## 2. 資産形成の重要性と「貯蓄から投資へ」が進まぬ日本の現状

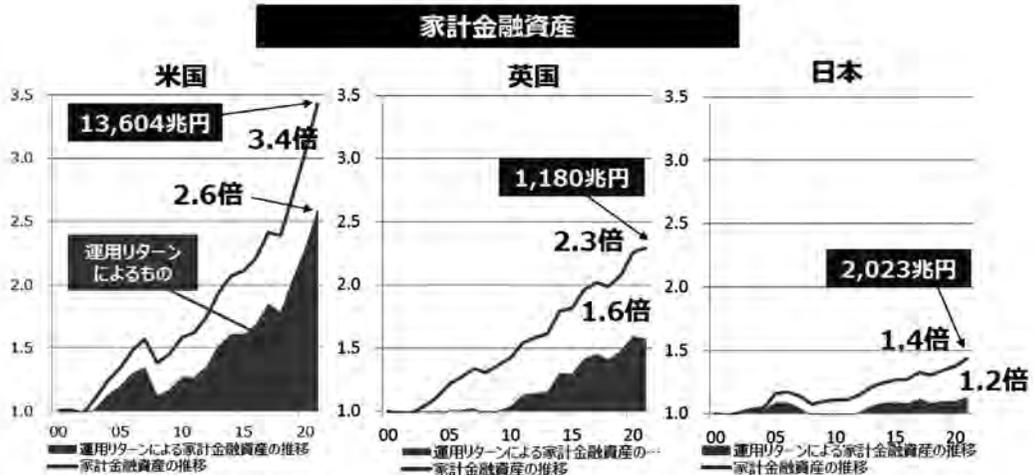
近年、人生100年時代と言われるなかで、多様な働き方と新たなライフスタイルに対応するため、子どもの教育、住宅、老後の備えといった従来の目的に限らず、起業資金やリカレント教育等といった多様な目的での資産形成ニーズが国民の間で高まっている。

加えて、マクロな観点では、国民の可処分所得を増やすため、給与所得を上げることと併せて、低金利のなかほとんど利子所得を生まない家計の現預金を有価証券にシフトして配当所得等を得られるようにすることが重要

(図表 2) 家計金融資産の推移 (国際比較)

家計金融資産

○ 2000年から2021年末までを見ると、米国・英国ではそれぞれ家計金融資産（現金・預金、債券、株式等）が3.4倍、2.3倍へと伸びているが、日本では1.4倍の増加にとどまっている。



(注) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出しており、利子や配当の受取りを含まない。

(注) 21年末時点の値。米国、英国については、21年12月末の為替レートにて換算（1ドル=115.24円、1ポンド=155.74円）

(出所) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

(出所) 内閣府資料

である。しかしながら、有価証券を保有する個人の割合は国民（成人人口）の約2割に過ぎず（注4）、配当所得等を通じた所得の分配を受けられていない人がいまだに多く存在する。

「貯蓄から投資へ」のスローガンは2001年6月に閣議決定された「骨太の方針」において初めて掲げられた。しかしながら、我が国における家計の金融資産約2,000兆円のうち、半分以上（約55%）は低金利下の現状におい

てはリターンの少ない現預金で占められている一方、有価証券の割合は10数%と伸び悩んでいる（注5）（図表1参照）。

結果として、運用リターンによる家計の金融資産額の伸びを、アメリカやイギリスといった家計の資産形成を支援する制度が充実した国々と比較すると、アメリカでは3.4倍、イギリスでは2.3倍になっている一方、我が国では1.4倍に留まっている（図表2参照）。

家計が豊かになるためには、投資家の裾野

(図表3) 現行の3つのNISA (概要)

	つみたてNISA (2018年創設)	← 選択制 → 一般NISA (2014年創設)	ジュニアNISA (2016年創設)
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間※1
非課税保有限度額	800万円	600万円	400万円
口座開設期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信
対象年齢	18歳以上	18歳以上	18歳未満
口座数※2 (2022年12月末)	725万口座	1,075万口座	101万口座
残高※2 (2022年12月末)	2.6兆円	10.6兆円	0.7兆円

(※1) ただし継続管理勘定に移管することで18歳まで非課税で保有可能

(※2) (出所) 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」

の拡大により、個人が保有する有価証券の金額及び配当所得等を増やし、なおかつ家計の現預金が企業への成長投資にも向かうことで、持続的な企業価値向上の恩恵が家計の金融資産所得等に及ぶ好循環を作る必要がある。

### ■ 3. 現行NISAの歩みと利用状況

2014年、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給拡大、そして「成長と富の創出の好循環」の実現による景気回復・デフレ脱却を目的として、一般NISAが開始された。さらに2016

年からは若年層への投資の裾野の拡大等を図るための未成年向けのジュニアNISA、2018年からは少額からの積立・分散投資に適したつみたてNISAが開始された。2022年末時点において、3つのNISAを合わせた口座数は約1,900万口座（国民の約15.6%）、新規の買付額は累計で約30.8兆円に上る（注6）。また証券会社において開設されているNISA口座のうち一般NISAでは約半数、つみたてNISAでは約9割を投資未経験者（注7）が占めており、投資家の裾野拡大にも寄与している。

しかしながら、現行のNISA（図表3参照）は時限措置として不安定な状態であること、一般NISA・つみたてNISAが選択制で併存すること、一般NISA・ジュニアNISAでは5年

## (参考) 資産所得倍増プランの目標と7本柱

### ◆目標

- 資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。
- 加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。
- これらの目標の達成を通じて、中間層を中心とする層の安定的な資産形成を実現するため、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増も見据えて政策対応を図る。

### ◆7本柱

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
- ② 加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革
- ③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④ 雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦ 顧客本位の業務運営の確保

間の非課税期間満了時、非課税での保有を継続するためには「ロールオーバー」と呼ばれる手続が必要であることなど、家計の安定的な資産形成を支援するにあたっての問題点や、投資初心者にとっては複雑で分かりにくいとの指摘も聞かれていた。

結果として、3制度における残高は2022年末時点で約13.9兆円、個人金融資産全体の0.7%に留まっている<sup>(注8)</sup>。

## 4. 資産所得倍増プランとNISAの抜本的拡充・恒久化

2022年5月、岸田文雄内閣総理大臣はロンドンにおける講演にて、“Invest in Kishida（岸田政権の日本に投資を）”と呼びかけると

ともに、「貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進め、投資による資産所得倍増を実現いたします。そのために、NISAの抜本的拡充や、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員して『資産所得倍増プラン』を進めていきます。」と宣言し、同プランを策定することが同年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に盛り込まれた。

同年11月には、政府の新しい資本主義実現会議にて、中間層を中心とする層の安定的な資産形成を実現するための2つの目標と7本柱の取組の一体的推進からなる「資産所得倍増プラン」が決定された。同プランでは「5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万口座から3,400万口座へ、

(図表 4) 2024年以降の新しいNISA (概要)

NISAの抜本的拡充・恒久化の概要 <span style="float: right;">(2024年1月から適用)</span>		
	つみたて投資枠 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">併用可</span>	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 <small>※簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)</small>	
		1,200万円 (内数)
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕	上場株式・投資信託等 (注3) 〔 ① 整理・監理銘柄② 信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く 〕
対象年齢	18歳以上	18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 <small>※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可</small>	

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(出所) 金融庁資料

NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させること」が具体的な目標とされ、NISAの抜本的拡充・恒久化が取組の第一の柱として掲げられた。また、同プランの方向性として、「簡素でわかりやすく、使い勝手のよい制度」を目指すこととされた。

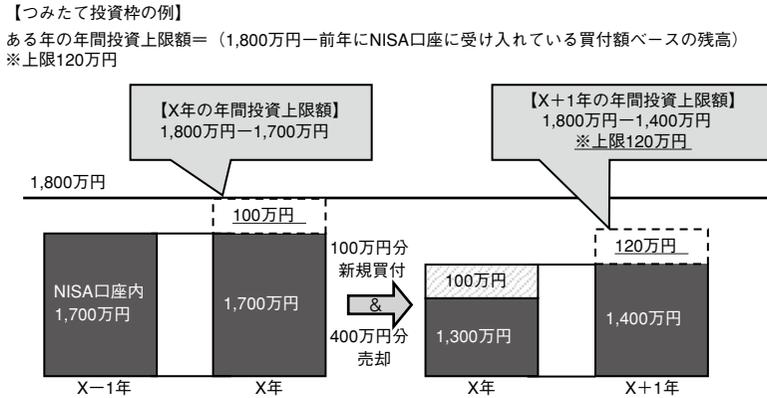
そして、このNISAの抜本的拡充・恒久化は、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるための措置として同年12月に閣議決定された令和5年度税制改正大綱に盛り込まれ、2023年3月に

行われた法令の改正により、2024年1月1日から新しいNISAが始まることとなった(参考参照)。

## 5. 2024年以降の新しいNISAの概要

2024年1月からスタートする新しいNISA(図表4参照)において現行NISAから大きく変わる点は下記のとおりである。

(図表5) 非課税保有限度額の再利用



#### 変更点1. 制度の恒久化

現行NISAは投資可能な期間が定められた時限的な制度だった。しかし、2024年以降は恒久的な制度とされたことで、いつでも投資が始められ、かつ生涯にわたって長期的・安定的に投資し続けられるようになった。

#### 変更点2. 非課税保有期間の無期限化

現行NISAでは、買い付けた上場株式・投資信託等を非課税で保有できる期間が、一般NISA・ジュニアNISAでは5年、つみたてNISAでは20年までに制限されていた。2024年以降は一度買い付けた上場株式・投資信託等は無期限に非課税で保有できるようになった。これに伴い、非課税での保有を継続するためのロールオーバーの手続も不要になった。

#### 変更点3. 2つの投資枠の設定とその併用

新しいNISAでは、現行のつみたてNISAの機能を引き継ぐ「つみたて投資枠」、一

般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠」という2つの枠が設定され、それら2つの投資枠を同一年中であっても併用することが可能となった。

#### 変更点4. 年間投資枠の拡大

新しいNISAでは、つみたて投資枠で年間120万円まで（つみたてNISAの3倍）、成長投資枠で年間240万円まで（一般NISAの2倍）、合計で年間360万円までの投資が可能となった。

#### 変更点5. 非課税保有限度額の設定

新しいNISAでは、NISAで上場株式・投資信託等は無制限に保有できることで富裕層への過剰な優遇となってしまうことを防止するため、非課税保有限度額という要素が新たに設けられた。この非課税保有限度額は制度全体で1,800万円であり、うち成長投資枠として利用できるのは1,200万円までである。

例えば、つみたて投資枠のみを利用する

場合、1,800万円まで非課税で保有できるため、年間120万円ずつであれば15年間、60万円ずつであれば30年間にわたって投資を行うことができる。成長投資枠のみ利用する場合、1,200万円まで非課税で保有できるため、年間240万円ずつであれば5年間、120万円ずつであれば10年間にわたって投資を行うことができる。なお、成長投資枠はつみたて投資枠の内枠とされており、成長投資枠の利用分だけ、つみたて投資枠の非課税保有限度額が減少する。

#### 変更点 6. 非課税保有限度額の再利用

非課税保有限度額は、NISA口座で保有できる上場株式等の残高の上限である。残高は簿価残高方式により管理することとされている。具体的には、残高が上場株式・投資信託等の買付額ベースで管理され、売却によって翌年以降再利用することも可能である。

ある年でNISAに受入れ可能な金額は、前年末時点でNISAに受け入れている買付額ベースの残高の総額をもとに計算する。複数の金融機関で口座を開設している場合には、各金融機関の口座で受け入れている買付額ベースの残高が合算される。

図表 5 では、X-1 年末時点におけるNISAの買付額ベースの残高の総額が1,700万円である顧客がつみたて投資枠で受け入れられる場合を例としている。この顧客がX年中につみたて投資枠で受入れ可能な金額は、非課税保有限度額1,800万円から、前

年末時点でNISAに受け入れている買付額ベースの残高1,700万円を差し引いた金額である100万円と、年間投資枠120万円のいずれか小さい方であり、100万円となる。

この顧客が、X年中に100万円分を新規に買い付けるとともに、保有していた買付額ベースの残高のうち400万円分を売却した場合、X年末時点でのNISAの買付額ベースの残高の総額は、1700万円+100万円-400万円=1,400万円となる。したがって、この顧客がX+1年中につみたて投資枠で受入れ可能な金額は、1,800万円-1,400万円=400万円と、年間投資枠120万円のいずれか小さい方である、120万円となる。

## 6. 現行NISAと新しいNISAの関係

現行NISAと新しいNISAの関係として留意しなければならないポイントは下記のとおりである。

ポイント 1. 現行NISAから新しいNISAへのロールオーバーはできない

現行の一般NISA、ジュニアNISAでは、5年間の非課税期間満了時に、翌年の非課税枠に移管することで非課税での保有を続けるロールオーバーが認められていたが、新しいNISAへのロールオーバーはできないこととなった（現行のつみたてNISAは、もともとロールオーバーが認められていない）。

(図表6) 制度の変更点と個人の資産形成に期待される効果

制度の変更点	個人の資産形成に期待される効果
制度の恒久化	若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による安定的で継続的な資産形成を行うことが可能となる。
非課税保有期間の無期限化	非課税保有期間の終了前に金融資産を取り崩すインセンティブがなくなり、NISAを活用して生涯を通じた長期的な資産形成が可能となる。
2つの投資枠の設定とその併用	多様化する働き方やライフスタイルなどに応じて、成長投資枠とつみたて投資枠を併用しながら柔軟な投資が可能となる。
年間投資枠の拡大	退職金や相続などにより資金に余裕が生じたときに重点的に投資を行うことが可能となる。
非課税保有限度額の設定と再利用	金融資産を取り崩す必要があるときには取り崩し、資金に余裕があるときに投資を行うなど、ライフプランに合わせた資産形成が可能となる。

ポイント2. 現行NISAの保有分は非課税保有限度額の計算には含まれない

現行NISAで保有している分は、非課税保有期間（一般NISAは5年、つみたてNISAは20年、ジュニアNISAは5年（継続管理勘定は18歳まで））が満了を迎えるまで非課税措置が存続する。この場合、現行NISAでの保有分は新しいNISAの非課税保有限度額の計算には含まれない。また、2024年以降は現行NISAでの新規買付ができなくなる。

ポイント3. 現行NISA利用者は、新しいNISAを利用するための手続は不要

現行NISAを利用している場合、2024年1月1日をもって、現在利用しているNISA口座に新しいNISAの投資枠が自動で設定される。ジュニアNISAについても、18歳で1月1日を迎えるときにジュニアNISA口座を保有している場合、新しいNISAの口座が自動開設されることとなっている。

ポイント4. 投資対象商品の変更

現行の一般NISAでは投資可能な上場株式・投資信託等に特段の制限は設けられていない。しかしながら、新しいNISAの成長投資枠における投資対象商品から、家計の安定的な資産形成という政策目的に合致しないものとして、整理・監理銘柄に指定された上場株式や、信託期間20年未満の投資信託、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等が除外されることとなった。なお、つみたて投資枠の投資対象商品は現行のつみたてNISAと変わらない。

## 7. NISAを使った資産形成について

新しいNISAでは、国民一人ひとりのライフプランに合わせて、NISAを活用した資産形成ができるようになった。図表6では、今回措置された制度の変更点と個人の資産形成に期待される効果を挙げている。例えば、「制度の恒久化」及び「非課税保有期間の無期限

(図表7) 新しいNISAの活用イメージ



(出所) 日本証券業協会パンフレット

化」が措置されたことで、投資を始めるタイミングや世代に左右されず、長期的・安定的な資産形成を行うことが可能となった。また、「2つの投資枠の設定とその併用」、「年間投資枠の拡大」及び「非課税保有限度額の設定と再利用」が措置されたことで、個々のライフプランに合わせた柔軟な資産形成を行うことが可能となった。

図表7<sup>(注9)</sup>は新しいNISAの活用イメージである。

一例ではあるが、投資経験が浅く資金の余裕もあまりない若年層は、つみたて投資枠を中心に活用することで無理せず資産形成を始めることができると考えられる。つみたて投資枠での投資は、長期・積立・分散投資に適した投資信託等の積立投資に限定されており、少額からでも安定的な資産形成が可能である。

次第に投資に慣れ、資金にも余裕が生まれる現役層は、成長投資枠を活用することで、より幅広い選択肢から自由に資産形成ができ

るようになる。成長投資枠では例えば、関心のある企業の個別株を購入することができるほか、退職金や相続時に得たまとまった資金をつみたて投資枠より大きな年間投資枠の範囲内で運用することが可能である。

また、ライフイベントの資金に充当するために保有資産を売却した場合でも、その売却した資産分はその翌年以降に非課税保有限度額の残枠として再利用できるため、一度資産を取り崩した後もNISAを活用した資産形成を継続することができる。

さらに、退職世代においては、生活資金に充当するために資産を取り崩していきつつも、資産を一度に売却せず運用を続けることで保有資産を長持ちさせることができる。

このように、新しいNISAは生涯を通して活用することができ、非課税の恩恵を享受しつつも、国民一人ひとりの働き方やライフスタイル、投資目的等に合わせて柔軟な資産形成・資産運用をすることが可能な制度となっている。

## ■ 8. 今後への期待

ここまで御説明してきたとおり、抜本的拡充・恒久化が措置されたことにより、NISAは国民に広く、長期的・安定的な資産形成をしていただける制度となったものと確信している。制度改正の実現に尽力された関係者の皆様に感謝申し上げたい。

「資産所得倍増プラン」には、「中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境を整備すれば、家計の金融資産所得を拡大することができる。また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業の成長が促進され、企業価値が向上する。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、『成長と資産所得の好循環』が実現する。」と記載されている。

NISAの抜本的拡充・恒久化が措置されたことは、まさに「中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境整備」の大きな一歩であろう。

今後の課題は、いかにして多くの国民の方にNISAを御利用いただくかという点である。

この原稿の執筆時点では、NISAを取り扱う金融機関においては、2024年1月に向けて時間が限られているなかで、新しいNISAに係るシステムの改修や実務対応の準備を行っているところである。日本証券業協会においては、証券会社の実務において税務上の取扱

いを明確化すべき事項の整理やリーフレット・Q&A・CMの作成、それらを用いた周知・広報の実施などを行っている。足元で2024年1月の新しいNISAの円滑な導入に向けて証券界全体で取り組んでいるところであるが、制度開始以降も普及に向けた不断の取組を実施していくことが重要であると考えます。

また、利用状況等を勘案しながら、引き続きNISAの利便性の向上その他の制度の見直しに係る税制改正要望も必要に応じて検討してまいりたい。

併せて、「資産所得倍増プラン」に記載された「消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設」や「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」といった取組を官民一体で着実に実行することにより、NISAの普及・利用を加速させ、さらに、年金制度の改革など「資産所得倍増プラン」に記載されたその他の事項の実現も図りながら、「成長と資産所得の好循環」が実現されることに期待したい。

(注1) 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」

(注2) 同調査

(注3) 同調査及び日本銀行「資金循環統計」より日本証券業協会試算

(注4) 総務省統計局「人口推計」及び日本証券業協会「2021年度(令和3年)証券投資に関する全国調査(個人調査)」より推計

(注5) 日本銀行「資金循環統計」

(注6) 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」

---

(注7) 日本証券業協会「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査」なお、一般NISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2013年4月1日以降に証券総合口座を開設した者と、つみたてNISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2017年10月1日以降に証券総合口座を開設した者としている

(注8) 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」及び日本銀行「資金循環統計」より日本証券業協会試算

(注9) 日本証券業協会「NISAパンフレット」(<https://www.jsda.or.jp/nisa/>)より抜粋

